

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第6号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 省略</p> <p>二 省略</p> <p>三 省略</p> <p>四 教員人事に関する事項</p> <p>五 省略</p> <p>六 省略</p> <p>七 省略</p> <p>八 省略</p> <p>九 省略</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、共生科学技術研究院、連合農学研究科及び技術経営研究科の教授会並びに大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター及び学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会に委任することができる。ただし、共生科学技術研究院に所属する教員のうち学府、技術経営研究科又は学部を兼務する教員の選考は、当該教員の主たる兼務先の学府、技術経営研究科又は学部教授会に委任することができる。</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>附則 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 省略</p> <p>二 省略</p> <p>三 省略</p> <p>四 教員人事に関する事項</p> <p>五 省略</p> <p>六 省略</p> <p>七 省略</p> <p>八 省略</p> <p>九 省略</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、共生科学技術研究院、連合農学研究科及び技術経営研究科の教授会並びに大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター及び科学博物館に置かれる運営委員会に委任することができる。ただし、共生科学技術研究院に所属する教員のうち学府、技術経営研究科又は学部を兼務する教員の選考は、当該教員の主たる兼務先の学府、技術経営研究科又は学部教授会に委任することができる。</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>附則 省略</p>	

附則(20教規程第35号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。